

回覧

2021年7月21日

ふじが丘自治会

会長 河野友助

ふじが丘自治会の皆様へ

「ふじが丘で住みよい街づくり」へのご協力をお願い

犬の散歩に関するマナーにつきまして、その遵守を再度お願いいたします。最近、団地内の一部の地区で糞の放置が著しく、多くの苦情が自治会に寄せられています。夏場は特に糞の放置による異臭はより強いものとなり、近くにお住まいの方に、不清潔な住環境、不快な思いを強いるものとなります。犬の散歩について、出る前に排便をすまし、散歩中に出た糞は必ず持ち帰る、小便は水で流すといった飼い主のマナー遵守を改めてお願いする次第です。公共の場所（道路・公園など）での糞の放置は軽犯罪法第1条26号・27号に抵触し、度重なる場合は拘留または科料に処するとあります。他人の敷地内であれば、不法投棄・器物損壊などにより損害賠償の問題にもなりかねません。自治会としましては、現況を把握し、その状況によっては市・警察へ通報する必要も出て来ると考えます。そのため糞の放置についての情報（日時・場所の写真等）を自治会総務部へ提供ください。宜しくお願い致します。